

太閤山東用地除草業務仕様書

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、太閤山東用地の県有地除草業務に適用する。

(業務内容)

第2条 受注者は、次に定める業務を行うものとする。なお、その他必要な事項については発注者の指示に従うものとする。

(1) 太閤山東用地

除草 (10,326 m²)

※刈草の集草・運搬・処分は含まない。

(2) 建築住宅課へ除草業務施行場所の除草前、除草後の写真を提出

(委託場所)

第3条 除草業務施行場所については、別添図面のとおりとする。

(業務の実施時期等)

第4条 受注者は、第2条の業務について、令和8年3月31日までに全ての除草を実施すること。ただし、これによりがたい場合は協議のうえ実施する。

(環境への配慮等)

第5条 受注者は、業務により発生した草木等について、野焼きによる焼却処理を行ってはない。

(安全の確保等)

第6条 受注者は、業務の実施に当たり、一般交通や歩行者等に支障を及ぼさないよう十分注意するものとする。また、用水路にこぼれ落ちないようにすること。